

### 児童扶養手当の支給月額が改定されます

児童扶養手当月額については、「児童扶養手当法」および「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、全国消費者物価指数を基に手当額が改定されます。

令和6年4月分から、  
 (児童1人目)  
 全部支給 44,140円→45,500円  
 一部支給 44,130円～10,410円→45,490円～10,740円  
 (児童2人目)  
 全部支給 10,420円→10,750円  
 一部支給 10,410円～5,210円→10,740円～5,380円  
 (児童3人目以降)  
 全部支給 6,250円→6,450円  
 一部支給 6,240円～3,130円→6,440円～3,230円  
 に改定されます。

現在児童扶養手当を受給中の方については4月末頃、改定後手当額のお知らせを送付します。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口  
 ☎4302-9857

### 特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の手当月額の改定について

事業対象者数 計 約13,000名  
 令和6年4月分から手当月額が次のとおり改定されました。

- ①特別児童扶養手当(1級) 53,700円→55,350円
- ②特別児童扶養手当(2級) 35,760円→36,860円
- ③特別障がい者手当 27,980円→28,840円
- ④障がい児福祉手当 15,220円→15,690円
- ⑤経過的福祉手当 15,220円→15,690円

①②は20歳未満で政令で定める程度の障がいがある児童を監護している父もしくは母または養育者に支給される手当です。

③⑤は20歳以上、④は20歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態の方に支給される手当です。

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口  
 ☎4302-9857

### 65歳以上(介護保険第1号被保険者)の方へ



#### ○令和6年度からの介護保険料が変わります

65歳以上の方(介護保険第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに介護保険事業計画に基づき設定しています。令和6年度～8年度の介護保険料年額は次のとおりです。(保険料額は、3年ごとに見直されます。次の見直しは令和9年度になります。)

#### 令和6年度～8年度介護保険料(年額)の計算方法

基準となる月額保険料9,249円×12月=年額110,988円(基準額) 基準額(110,988円)(年額)×所得に応じた割合(0.335～3.00)

保険料段階	対象者		令和6年度～8年度		
			割合	年額	
第1段階	○高齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 ○生活保護の受給者		0.335	37,181円	
第2段階	本人が市町村民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税	本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下	0.335	37,181円
第3段階			本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が120万円以下	0.485	53,830円
第4段階			第2段階・第3段階以外の方	0.685	76,027円
第5段階	本人が市町村民税課税	同じ世帯に市町村民税課税者がいる方	本人の合計所得金額等(※1)+公的年金等収入額が80万円以下	0.85	94,340円
第6段階			第5段階以外の方	1.00	110,988円
第7段階	本人の合計所得金額125万円以下の方		1.10	122,087円	
第8段階	本人の合計所得金額125万円を超え200万円未満の方		1.25	138,735円	
第9段階	本人の合計所得金額200万円以上300万円未満の方		1.50	166,482円	
第10段階	本人の合計所得金額300万円以上400万円未満の方		1.75	194,229円	
第11段階	本人の合計所得金額400万円以上500万円未満の方		2.00	221,976円	
第12段階	本人の合計所得金額500万円以上600万円未満の方		2.20	244,174円	
第13段階	本人の合計所得金額600万円以上700万円未満の方		2.40	266,372円	
第14段階	本人の合計所得金額700万円以上1,000万円未満の方		2.60	288,569円	
第15段階	本人の合計所得金額1,000万円以上の方		3.00	332,964円	

※1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額  
 (平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整)

#### ○介護保険料決定通知書を送付します

介護保険の第1号被保険者の方(大阪市にお住まいの65歳以上の方)で、口座振替または納付書で保険料を納付いただいている方(普通徴収の方)には、介護保険料決定通知書を4月中旬に送付します。なお、年金から納付いただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

#### ○介護保険料の減免について

大阪市では、災害や失業等の減免のほか、世帯全員が市町村民税非課税で収入・資産等一定の条件に該当される場合、減免を行っています。

※減免を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください

※昨年度減免承認の方には、更新のご案内を4月下旬に順次お送りしますので、5月末までに申請してください

問合せ 保健福祉課(介護保険)③番窓口 ☎4302-9859

## 募集・催し

### あなたも種から花を育てて、花と緑のあふれる、潤いのあるまちづくりに参加しませんか?

「平野区花づくり広場」運営ボランティアを募集します。

活動回数/午前中 1～2時間程度(週2回)

活動場所/平野公園花づくり広場

(平野東2丁目 平野公園内南西側)

活動内容/種まきから花苗の出荷までのお世話、区役所東側にある花壇の植付のご協力など

対象/区内在住の花の好きな方、花づくりをしてみたい方で活動に積極的に参加いただける方

定員/10名程度 締切/4月26日(金)必着

申込/はがき、ファックスに氏名、住所、年齢、電話番号を記入し、安全安心まちづくり課まで郵送または来庁

問合せ 安全安心まちづくり課 ②番窓口  
 ☎4302-9734 ㊚4302-9920



### 「あかる姫まつり」を開催します

平野地域の商店街活性化事業として商店会・地域・学校等で企画する魅力あふれる歴史イベント「あかる姫まつり」を開催します。パレードやふれあいマーケットほか各種啓発ブース等楽しいイベントが盛りだくさん!イベント内容は決定次第、ホームページで随時お知らせいたします。

日時/4月27日(土) 10:00～15:00(予定)

場所/平野公園、赤留比売命神社(平野東2-11)、平野商店街一帯

問合せ 安全安心まちづくり課 ②番窓口  
 ☎4302-9734

### 「古代市」を開催します

平野区は、古代大阪のルーツともいえる遺跡が多く発掘され、歴史上貴重な文化遺産が点在しています。この由緒あるまちで第19回目となる「古代市」を開催します。当日のイベント内容は決定次第、平野区ホームページで随時お知らせいたします。

日時/5月3日(金・祝) 10:00～14:30(予定)

場所/大阪市立クラフトパーク(長吉六反1-8-44)

問合せ 安全安心まちづくり課 ②番窓口  
 ☎4302-9734

### 平野区民センター講習会

からだメンテナンス運動教室、ヨーガ、太極拳、ハワイアンフラダンス、茶道教室

※日時、対象、定員、持物、受講料等は平野区民センターなどに配架のチラシをご覧ください

場所/コミュニティプラザ平野

(平野区民センター)(長吉出戸5-3-58)

申込/申込書に受講料を添えて窓口

問合せ コミュニティプラザ平野(平野区民センター)(長吉出戸5-3-58)  
 ☎6704-1200 ㊚6704-1421



### 第9回 ひら混 ジョイ・コーラス

ひらの混声合唱団によるコンサートを開催します。

日時/5月19日(日) 14:00開演(開場13:30)

場所/コミュニティプラザ平野(平野区民センター)

定員/350名

費用/1,000円

(チケットはコミュニティプラザ平野、平野区民ホール窓口

およびひらの混声合唱団員よりお求めください)

※当日は、発熱等体調不良の方はご遠慮ください

問合せ ひらの混声合唱団・団長 舘 和秀  
 ☎090-7352-5398

### 「広報ひらの」の広告を募集しています

「広報ひらの」は毎月107,000部発行し、区内すべてのご家庭・事業所に1部ずつお届けしています。詳しくは平野区役所ホームページをご覧ください。

料金一覧表	掲載場所	金額
料金一覧表	1面の最下段	50,000(円/月)
	裏面の最下段	40,000(円/月)
	中面の最下段	30,000(円/月)



問合せ 政策推進課 ②番窓口  
 ☎4302-9683